

会 津 若 松 市

住 居 表 示 整 備 事 業 基 本 計 画

(平成21年2月改訂)

市 民 部 市 民 課

会津若松市住居表示整備事業基本計画

(平成21年2月改訂)

1 はじめに

本市の住居表示整備事業は、昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、当時の旧市内区域を、第1次整備事業（昭和40年2月1日実施）から第4次整備事業（昭和42年8月10日実施）を行い、第5次整備事業（昭和57年2月28日実施）として、大町土地区画整理事業の区域を実施しました。

その後、宅地開発の進展に伴い、実施区域以外においても、住宅や人口の増加が顕著となり、地区住民からの事業実施要望も多数あり、第6次整備事業（昭和59年2月27日実施）からは、都市計画法の定めによる市街化区域を整備対象区域として、年次による計画で第21次整備事業（平成10年11月2日実施）まで、総計97の町、面積でおよそ12㎢を整備してきました。（資料-1参照）

しかしながら、平成11年に、今後のまちづくりの方向性と具体的施策をとりまとめた「会津若松市の活性化と都市再生に向けて」において、住居表示整備事業の推進については、基本計画を策定し、要件を満たした区域より順次進めることと位置づけられ、同年に現在の「会津若松市住居表示整備事業基本計画」を策定しましたが、各区域の実施要件が満たされていないことなどから、事業実施には至らない状況にありました。

この間、各区域を定期的に調査するなど現況把握に努めてまいりましたが、市全域において、宅地開発や道路整備の促進が見られることから、この度、改めてこれまでの計画を見直し今後の事業推進の指針とするものです。

2 現状と課題

前述のとおり、平成11年に策定しました「会津若松市住居表示整備事業基本計画」は、市街化区域のうち住居表示未整備区域を8箇所に分け、実施要件の整った区域より順次実施することとしていましたが、当該区域において、実施要件が満たされていなかったことなどから、今日まで実施に至らない経過にありました。

他方、国土調査事業の効果により町名の簡素化が進んだ区域もありますが、山見町、白虎町、桜町、住吉町などは、土地地番を住所とする区域と住居表示区域が隣接し混在している現況もあります。

また、扇町など土地区画整理事業との調整、旧北会津村、旧河東町との合併や宅地開発などにより、これまで計画外であった区域においても人口や宅地化率の増嵩が見られます。

このような現状を踏まえ、改めて市街化区域内の全体的な見直しを行い、住民の利便性の向上を図るとともに、郵政事業や運輸、配送、観光などの業務の効率化に寄与し、街区方式を基準とする分かりやすい住居表示整備事業の推進に努めるものです。

3 実施の要件

事業実施の基本的な要件は次のとおりです。

- (1) 市街化区域であり市街地を形成していること。
なお、市街地形成の基準は次の項目に照らし、総合的に判断するものとする。
 - ① 実施区域は住居表示整備事業実施済区域に隣接していること。
ただし、飛び地の市街化区域については例外とする。
 - ② 実施区域の人口密度が概ね1km²当たり4,000人以上であること。
また、国勢調査における人口集中地区（DID）も考慮する。
 - ③ 実施区域の9割程度が宅地化され、広範な農地や未利用地の混在がなく住居番号の付設に支障がないこと。
 - ④ 実施区域内の道路、河川等が整備され、明確な区画が形成されていること。

- (2) 実施区域の面積が概ね次の面積以上であること。
 - ① 商業地域 33,000m²（0.033km²）
 - ② 住宅地域 66,000m²（0.066km²）
 - ③ 工業地域 99,000m²（0.099km²）

- (3) 実施区域住民の理解と協力があること。

- (4) 社会情勢の変化や大規模開発等による現況の変化を考慮すること。

- (5) 総務大臣が定める技術的基準及び会津若松市住居表示整備事業実施基準に基づくこと。

4 実施の方法

本市の市街化区域の現状を総点検し、実施していない区域を次のとおり評定し、実施要件が整った区域から順次整備していきます。

【評定】

- A 実施要件がほぼ整っているもの。
- B 実施要件が一定程度整備される必要があるもの。
- C 実施要件が整備されるのに時間がかかるもの。
- D 現時点においては住居表示整備事業の対象としないもの

なお、市街化区域内ではありますが、大塚山風致地区（18.7ha）は住宅が建設されないことから、住居表示の実施対象区域から除きます。

また、県営住宅青木団地の東側の門田町大字黒岩字大窪地内も市街化区域ではありますが、急傾斜の農地であり、現状では宅地開発の可能性が極めて困難であることから、住居表示の実施対象区域から除きます。

5 見直しの内容

主な見直しについては次のとおりです。

①これまでの計画の整備区域を細分化する。

- ・一箕町八幡地区を3地区（2一箕町滝沢地区～4山見町地区）に分割。
- ・門田町飯寺地区を7地区（11神指町南四合・住吉町・門田町飯寺村西地区～17門田町飯寺・日吉・徳久地区）に分割。
- ・門田町中野・御山地区を2地区（20門田町年貢町・中野地区と21門田町中野・御山地区）に分割。
- ・門田町黒岩地区を2地区（22門田町黒岩大坪・石高地区と23門田町黒岩南青木・若宮地区）に分割。

②これまでの計画で、市街化区域でありながら基本計画に入っていなかった区域を新たに編入する。

- 5一箕町鶴賀・亀賀地区 6一箕町鶴賀・会津大学地区 9五月町地区
- 10神指町南四合地区 18門田町飯寺・一ノ堰地区
- 19門田町一ノ堰地区 25東山町石山地区

③合併した旧北会津村、旧河東町の市街化区域を基本計画に編入する。

- 26河東町広田・南高野地区 27河東町東長原地区 エ. 真宮地区

④土地区画整理事業と調整する。

- 7扇町土地区画整理事業地区 9五月町地区

⑤現時点において、住居表示を実施したのと同様な効果がある地区、又は、土地地番号方式でも特に支障がない地区は実施対象区域から除く。

- ア. 権現堰地区 イ. 門田町工業団地地区 ウ. 東山温泉地区
- エ. 真宮地区 オ. インター西地区 カ. 松長団地地区 キ. 芦牧地区

6 見直しの結果

基本計画区域の見直しを行った結果、区域を34に分割し、評定の結果は区域別の現状（表―1から表―8）及び区域図（図―1）のとおりです。

A（4箇所）、B（16箇所）、C（7箇所）、D（7箇所）

住居表示整備事業の経過

(資料-1)

	実施年月日	実施町名
第1次	S40. 2. 1	中 町 栄 町 西 栄 町 東 栄 町 徒 之 町 城 前 城 東 町 追 手 町 山 鹿 町 湯 川 町 米代一丁目 米代二丁目 南 花 畑 城 南 町 南 町
第2次	S40. 11. 20	日 新 町 本 町 新 横 町 緑 町 御 旗 町 材木町一丁目 材木町二丁目 川 原 町 城 西 町 錦 町 表 町
第3次	S41. 9. 1	蚕 養 町 滝 沢 町 昭 和 町 馬 場 本 町 馬 場 町 相 生 町 上 町 旭 町 行 仁 町 宮 町 千 石 町 南 千 石 町 花 春 町 宝 町 天 寧 寺 町
第4次	S42. 8. 10	駅 前 町 石 堂 町 金 川 町 城 北 町 大 町 一 丁 目 大 町 二 丁 目 七 日 町 西 七 日 町 八 日 町
第5次	S57. 2. 28	駅前町(一部) 大町一丁目(一部) 大町二丁目(一部) 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目
第6次	S59. 2. 27	住 吉 町 日 吉 町 柳 原 一 丁 目 幕 内 東 町
第7次	S59. 11. 26	花見ヶ丘一丁目 花見ヶ丘二丁目 花見ヶ丘三丁目 建 福 寺 前 湯 川 南
第8次	S60. 11. 25	石 堂 町 (一 部) 金 川 町 (一 部) 西 七 日 町 (一 部)
第9次	S61. 11. 4	明 和 町 館 馬 町 館 脇 町
第10次	S62. 11. 30	鶴 賀 町 居 合 町 堤 町
第11次	S63. 11. 21	表 町 (一 部) 天 神 町
第12次	H 1. 11. 13	柳 原 町 二 丁 目 柳 原 町 三 丁 目 柳 原 町 四 丁 目
第13次	H 2. 11. 19	中 島 町 北 滝 沢 一 丁 目 北 滝 沢 二 丁 目 大 塚 一 丁 目 大 塚 二 丁 目
第14次	H 3. 11. 18	東 千 石 一 丁 目 東 千 石 二 丁 目 東 千 石 三 丁 目 和 田 一 丁 目 千 石 町 (一 部)
第15次	H 4. 11. 16	建 福 寺 前 (一 部) 天 神 町 (一 部) 北 青 木
第16次	H 5. 11. 15	和 田 二 丁 目 慶 山 一 丁 目 慶 山 二 丁 目
第17次	H 6. 11. 14	橋 本 一 丁 目 橋 本 二 丁 目
第18次	H 7. 11. 13	花 畑 東 平 安 町 旭 町 (一 部) 千 石 町 (一 部)
第19次	H 8. 11. 18	古 川 町 東 年 貢 一 丁 目 西 年 貢 一 丁 目
第20次	H 9. 11. 17	東 年 貢 二 丁 目 西 年 貢 二 丁 目
第21次	H10. 11. 2	飯 盛 一 丁 目 飯 盛 二 丁 目 桧 町

- ・住居表示整備事業の現況(平成20年4月1日現在)
面積 12.159km² 人口 67,541人
- ・市街化区域内の現況
面積 25.709km² 人口 107,100人
- ・住居表示整備率 面積割 47.29%、人口割 63.06%

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表-1）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
1	一箕町八角地区	一箕町大字八角字中村東の一部 一箕町大字八幡字牛ヶ墓の一部	約 0.18km ²	約 1,240人	約 6,889人 〔DID地区〕	約 95%	当該区域は、実施要件として整然とした区画形成に必要な「都市計画道路会津若松駅弁天下線」に繋がる2本の道路の建設が必要。その内の1本（市道若3-348号線）が平成20年2月2日開通。残りの1本（市道若3-400号線）が平成21年3月に開通するので、要件がほぼ満たされる。	A
2	一箕町滝沢地区	一箕町大字八幡字滝沢の一部 一箕町大字八幡字三島の一部 一箕町大字八幡字坂下の一部 一箕町大字八幡字弁天下の一部	約 0.09km ²	約 260人	約 2,889人	約 86%	当該区域は、旧計画の一箕町八幡地区を「都市計画道路藤室鍛冶屋敷線」で分割し、さらに旧計画で区域外であった市街化区域を編入。この区域は農村集落と飯盛山の観光地にあたる。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。	C
3	一箕町八幡地区	一箕町大字八幡字門田 一箕町大字八幡字墓料 一箕町大字八幡字中島 一箕町大字八幡字八幡 一箕町大字八幡字村西甲 一箕町大字八幡字牛ヶ墓乙 一箕町大字八幡字滝沢の一部 一箕町大字八幡字牛ヶ墓の一部 一箕町大字八角字中村東の一部	約 0.47km ²	約 1,480人	約 3,149人 〔DID地区〕	約 88%	当該区域は、旧計画の一箕町八幡地区を「都市計画道路藤室鍛冶屋敷線」で分割し、さらに山見町の区域を除外。この区域は県立会津学鳳高校の建設や市民ふれあいスポーツ広場が整備され、これまでの広大な未利用地の要件整備がクリア。この区域は農村集落と宅地開発された新興住宅地と混在している。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。	B
4	山見町地区	山見町の一部	約 0.08km ²	約 400人	約 5,000人 〔DID地区〕	約 93%	当該区域は、旧計画の一箕町八幡地区の内山見町のみ分割。この区域は昭和42年に国土調査事業により町名が簡明になっているが、土地地番が住所になっている区域である。人口密度や宅地化など実施要件はほぼ満たされている。	A
5	一箕町鶴賀・亀賀地区	一箕町大字鶴賀字堤 一箕町大字亀賀字藤原の一部 一箕町大字亀賀字郷之原の一部 一箕町大字亀賀字村東の一部	約 0.23km ²	約 440人	約 1,913人	約 88%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は大塚山風致地区の周辺と国道49号の沿道に隣接する区域である。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。	B

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表-2）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
6	一箕町鶴賀・会津大学地区	一箕町大字亀賀字四百地 一箕町大字亀賀字村東の一部 一箕町大字亀賀字郷之原の一部 一箕町大字鶴賀字上居合の一部 一箕町大字鶴賀字下居合の一部	約 0.29km ²	約 470人	約 1,621人	100%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は会津大学と通称ツルカメ団地が隣接する区域である。住居表示実施済み地区と隣接していないことや人口密度など実施要件が満たない部分がある。しかし、周辺が大学なのでこれ以上の人口の増加は難しいため人口密度の要件についてはある程度やむを得ないと思われる。	B
7	扇町土地区画整理事業地区	扇町、白虎町、山見町の一部 一箕町大字亀賀字村前 一箕町大字亀賀字千刈乙 一箕町大字亀賀字千刈丙 一箕町大字亀賀字千刈丁 一箕町大字亀賀字川西の一部 一箕町大字亀賀字藤原の一部 一箕町大字亀賀字村東の一部 一箕町大字亀賀字郷之原の一部 町北町大字上荒久田字田村東甲 町北町大字上荒久田字千畑乙	約 1.07km ²	約 4,340人	約 4,056人 〔DID地区〕	約 99%	当該区域は、扇町土地区画整理事業区域内であり、事業完了と同時に実施する。なお、隣接地で扇町土地区画整理事業区域外の白虎町（土地地番が住所になっている区域）も当該区域に含まれる。 ※土地区画整理事業区域内にある蚕養町と滝沢町の一部は住居表示実施済み区域である。	B
8	町北町上荒久田地区	町北町大字上荒久田字鈴木 町北町大字上荒久田字石尻 町北町大字上荒久田字古屋敷 町北町大字上荒久田字畑村東 町北町大字上荒久田字村北の一部 町北町大字上荒久田字宮下の一部 町北町大字上荒久田字崖下の一部	約 0.49km ²	約 1,900人	約 3,878人 〔一部DID地区〕	約 85%	当該区域は、旧計画ではあいつ地方拠点都市構想の推移を見守っていたが、拠点都市地域基本計画の変更（駅西地区の削除）により現在の市街化区域のみを対象する。この区域は農村集落と宅地開発された新興住宅街と混在している。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。	C
9	五月町地区	五月町	約 0.10km ²	約 650人	約 6,500人 〔DID地区〕	約 87%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は五月町土地区画整理事業区域であり、近く事業完了予定。区域内は国土調査で町名が変更済みであることから当面実施を見送る。宅地化など実施要件が満たない部分がある。	B
10	神指町南四合地区	神指町大字南四合字才ノ神の一部 神指町大字南四合字深川西の一部 神指町大字南四合字幕内西の一部 神指町大字南四合字幕内東の一部	約 0.30km ²	0人	0人	約 99%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は公共施設と工場、事務所などが立地している。人口密度など実施要件が満たない部分がある。	C

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表-3）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
11	神指町南四合・住吉町・門田町飯寺村西地区	神指町大字南四合字幕内南の一部 神指町大字南四合字幕内東の一部 住吉町の一部 門田町大字飯寺字村西の一部	約 0.23km ²	約 1,030人	約 4,478人 〔DID地区〕	約 98%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区の内神指町大字南四合、住吉町を中心とした区域で分割。この区域は大型店舗や宅地開発による新興住宅地が立地している。また、住居表示を実施していない住吉町（土地地番が住所になっている区域）が一部残っている。人口密度や宅地化など実施要件はほぼ満たされている。	A
12	門田町飯寺・材木町字材木町地区	門田町大字飯寺字村西の一部 門田町大字飯寺字村東の一部 材木町字材木町	約 0.40km ²	約 4,660人	約 11,650人 〔DID地区〕	約 84%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区の内国道401号以北の門田町大字飯寺地区で分割。この区域は大型工場や店舗、宅地開発による新興住宅地が集中している。また、住居表示を実施していない材木町字材木町（土地地番が住所になっている区域）が一部残っている。宅地化など実施要件に満たない部分がある。	B
13	桜町地区	桜町	約 0.10km ²	約 610人	約 6,100人 〔DID地区〕	約 89%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区の内桜町のみ分割。この区域は昭和47年に国土調査事業により町名が簡明になっているが、土地地番が住所になっている区域である。宅地化など実施要件に満たない部分がある。	B
14	門田町日吉対馬館地区	門田町大字日吉字対馬館	約 0.10km ²	約 910人	約 9,100人 〔DID地区〕	約 95%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区を門田町大字日吉字対馬館で分割。この区域は宅地造成が進み、公営住宅や店舗なども建ち並んでいる。人口密度や宅地化など実施要件はほぼ満たされている。	A
15	門田町日吉小金井地区	門田町大字日吉字小金井の一部 門田町大字日吉字笹籬田の一部 門田町大字日吉字丑淵の一部	約 0.10km ²	約 530人	約 5,300人	約 71%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区を国道401号以南、会津鉄道以東の門田町大字日吉地区で分割。この区域は市立小金井小学校を中心とした区域であり、農村集落と宅地開発による新興住宅地と混在している。宅地化など実施要件に満たない部分がある。	B

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表-4）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
16	門田町日吉・徳久地区	門田町大字日吉字丑淵の一部 門田町大字徳久字竹之元の一部	約 0.20km ²	約 1,510人	約 7,550人 〔一部DID地区〕	約 80%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区を国道401号以南、JR只見線や会津鉄道に囲まれた地域で分割。公営住宅や宅地開発が進んでいる。宅地化など実施要件に満たない部分がある。	B
17	門田町飯寺・日吉・徳久地区	門田町大字飯寺字村西の一部 門田町大字飯寺字村東の一部 門田町大字飯寺字上川原の一部 門田町大字日吉字丑淵の一部 門田町大字徳久字竹之元の一部	約 0.70km ²	約 3,800人	約 5,429人 〔一部DID地区〕	約 88%	当該区域は、旧計画の門田町飯寺地区を国道401号以南、JR只見線、阿賀川に囲まれた地域で分割。大規模な宅地開発が進み、大型店や住宅が密集。農村集落とも混在している。宅地化など実施要件に満たない部分がある。	B
18	門田町飯寺・一ノ堰地区	門田町大字飯寺字上川原の一部 門田町大字一ノ堰字土手外の一部 門田町大字一ノ堰字村西の一部	約 0.16km ²	約 20人	約 125人	100%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は漆器団地と遊技場を中心として工場や倉庫、店舗などが建ち並んでいる。人口密度など実施要件が満たない部分があるが、工業地域であることから、人口密度については考慮する必要がある。	B
19	門田町一ノ堰地区	門田町大字一ノ堰字土手外の一部 門田町大字一ノ堰字村西の一部	約 0.40km ²	約 320人	約 800人	約 98%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は一ノ堰工業団地を中心として工場や倉庫などが建ち並び、一部宅地開発による住宅地も混在している。人口密度など実施要件が満たない部分があるが、工業地域であることから、人口密度については考慮する必要がある。また、住居表示の方法とは別に土地の名称変更のみの土地地番を住所とする方法も一つの方策である。	B
20	門田町年貢町・中野地区	門田町大字年貢町字大道西の一部 門田町大字年貢町字大道東の一部 門田町大字中野字村北 門田町大字中野字屋敷の一部 門田町大字御山字村下の一部	約 0.21km ²	約 1,240人	約 5,905人 〔一部DID地区〕	約 86%	当該区域は、旧計画の門田町中野・御山地区を「都市計画道路御山徳久線」で分割。この区域は市立第五中があり、国道118号を中心に工場や店舗などが建ち並び、住宅地なども集中している。宅地化など実施要件が満たない部分がある。	B

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表－5）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
21	門田町中野・御山地区	門田町大字中野字大道西の一部 門田町大字中野字大道東の一部 門田町大字中野字村前 門田町大字中野字屋敷の一部 門田町大字御山字村中の一部 門田町大字御山字村下の一部	約 0.20km ²	約 1,570人	約 7,850人 〔一部DID地区〕	約 95%	当該区域は、旧計画の門田町中野・御山地区を「都市計画道路御山徳久線」で分割。この区域は宅地造成が進み、市立門田小や店舗なども建ち並んでいる。人口密度や宅地化など実施要件はほぼ満たされているが、住居表示実施済区域とは隣接していない。	B
22	門田町黒岩大坪・石高地区	門田町大字黒岩字大坪の一部 門田町大字黒岩字石高の一部	約 0.15km ²	約 850人	約 5,667人 〔一部DID地区〕	約 81%	当該区域は、旧計画の門田町黒岩地区を「都市計画道路亀賀御山線」を中心に分割。この区域は市立城南小や大型店舗、住宅など建ち並んでいる。宅地化など実施要件が満たされていない部分がある。	B
23	門田町黒岩南青木・若宮地区	門田町大字黒岩字城南 門田町大字黒岩字南青木の一部 門田町大字黒岩字村東の一部 門田町大字黒岩字大坪の一部 門田町大字黒岩字若宮の一部 門田町大字黒岩字石高の一部 門田町大字黒岩字石高甲の一部	約 0.32km ²	約 1,440人	約 4,500人 〔一部DID地区〕	約 82%	当該区域は、旧計画の門田町黒岩地区を「都市計画道路亀賀御山線」を中心に分割。この区域は農村集落と宅地開発された新興住宅地が混在している。農地の占める割合が多いことから実施要件が満たされていない部分がある。	B
24	門田町黒岩嬬竹ヶ丘地区	門田町大字黒岩字嬬竹ヶ丘の一部	約 0.05km ²	約 370人	約 7,400人	100%	当該区域は、県営住宅青木団地内である。平成15年8月に新しい団地2棟完成。その後も時期は未定だが、将来において建て替える予定があり、道路の付け替えも生じるとのことから、県営住宅の建て替え後に実施対象とする。	C
25	東山町石山地区	東山町大字石山字天寧の一部 東山町大字石山字牧沢の一部 東山町大字石山字院内の一部 東山町大字石山字墓山の一部	約 0.40km ²	約 1,220人	約 3,050人 〔一部DID地区〕	約 84%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は、「都市計画道路高瀬東山線」の沿道沿いに住宅や店舗、事務所などが建ち並び、周辺に集落を形成している。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。	C

基本計画における区域別の現状（評定A～C）

（表-6）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
26	河東町広田・南高野地区	河東町広田字沢目の一部、同字塩新の一部、同字堤、同字堤東の一部、同字長峯の一部、同字東の一部、同字広田、同字緑ヶ丘、同字横堀の一部、同字六丁の一部、河東町南高野字高塚山の一部、同字小松原の一部、同字高塚の一部、同字葉山の一部、同字向原の一部、河東町浅山字伊勢前の一部、同字戊亥、同字仲田、河東町金田字塩庭の一部、河東町郡山字金道の一部	約 0.98km ²	約 3,320人	約 3,388人	約 89%	当該区域は、旧河東町から市街化区域であり、今回新たに計画に編入。この区域は、JR広田駅を中心に住宅や店舗、工場、学校などが立地。さらには、公営住宅や高塚団地がある。人口密度や宅地化など実施要件が満たない部分がある。さらには、合併により住所が変更になっていることから、早急な時期の変更は住民に支障が生じる。	C
27	河東町東長原地区	河東町東長原字一本木の一部 河東町東長原字空也原の一部 河東町東長原字長谷地の一部	約 0.66km ²	約 450人	約 682人	約 96%	当該区域は、旧河東町から市街化区域であり、今回新たに計画に編入。この区域は、東部が工業専用地域であり工場が立地。また、JR東長原駅を中心に住宅地や農村集落が集中している。人口密度など実施要件が満たない部分があり、さらには、合併により住所が変更になっていることから、早急な時期の変更は住民に支障が生じる。	C

※宅地化率は、区域内における農地の占める割合で算出

基本計画における区域別の現状（評定D）

（表-7）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
ア	権現堰地区	神指町大字黒川字中川原甲 神指町大字黒川字石引道上甲の一部 神指町大字中四合字権現堰 神指町大字中四合字大方の一部 神指町大字南四合字川向の一部	約 0.20km ²	約 20人	約 100人	約 12%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は権現堰土地区画整理事業区域であったが平成18年2月に準備組合を解散し、現在は凍結している。現状はほとんど農地のままであることから、住居表示を実施する対象としない。	D
イ	門田町工業団地地区	門田町大字徳久字竹之元の一部 門田町工業団地	約 0.62km ²	約 20人	約 32人	約 94%	当該区域は、昭和57年に会津若松工業団地として開発し、土地の名称変更により門田町工業団地となり土地地番を住所とする方式として特に支障がなく、住居表示を実施したのと同様の効果がある。また、工業団地の北側に一部農地（徳久字竹之元）があるが、工業専用地域であることから、住居表示を実施する対象としない。	D
ウ	東山温泉地区	東山町大字石山字院内の一部 東山町大字石山字沢ノ入の一部 東山町大字湯本字滝ノ湯の一部 東山町大字湯本字寺屋敷の一部 東山町大字湯本字積り 東山町大字湯本字居平 東山町大字湯本字村東の一部 東山町大字湯本字上原の一部 東山町大字湯本字下原の一部 東山町大字湯本字川向の一部	約 0.10km ²	約 170人	約 1,700人	100%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域はほとんどが温泉街であり、土地地番を住所としていても特に支障がなく、改めて街区方式による住居表示を実施するまでの効果がないことから、住居表示を実施する対象としない。	D
エ	真宮地区	真宮新町北一丁目 真宮新町北二丁目 真宮新町北三丁目 真宮新町北四丁目 真宮新町南一丁目 真宮新町南二丁目 真宮新町南三丁目 真宮新町南四丁目	約 0.71km ²	約 1,910人	約 2,690人	約 93%	当該区域は、旧北会津村から市街化区域であり、今回新たに計画に編入。この区域は、真宮土地区画整理事業で昭和63年に事業完了。居住用団地と工場団地からなる。土地の名称変更及び合併により真宮新町北〇丁目などとなり、土地地番を住所とする方式であるが特に支障がなく、住居表示を実施したのと同様の効果があることから実施する対象としない。	D
オ	インター西地区	インター西	約 0.40km ²	0人	0人	100%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は、物流ネットワークシティ事業で平成8年2月造成工事が終了。平成19年4月エリア内用地の分譲完了。卸売業、運送業などの事務所、店舗、倉庫などが立地。土地の名称変更によりインター西となり、土地地番を住所とする方式であるが特に支障がなく、住居表示を実施したのと同様の効果があることから実施する対象としない。	D

基本計画における区域別の現状（評定D）

（表-8）

No.	区域名	該当字名	予定面積(a)	人口(b)	人口密度(b)/(a)	宅地化率	現状と見通し	評定
力	松長団地地区	一箕町松長一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目 一箕町大字松長字上松窪の一部、同上長原の一部、同下長原の一部、一箕町大字鶴賀字倉骨、同青坂の一部、同麓山の一部、同丸山越の一部、同吹屋の一部、同五貫山の一部	約 1.44km ²	約 3,100人	約 2,153人	100%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は、福島県住宅供給公社により宅地開発された通称松長団地内。土地の名称変更により一箕町松長〇丁目などとなり、土地地番を住所とする方式である。計画時から町割りを定め、住居表示と同様な区画形成で土地地番とも一体に整備され、住居表示を実施したのと同様の効果があることから実施する対象としない。	D
キ	芦牧地区	大戸町大字芦牧字居平 大戸町大字芦牧字下夕平 大戸町大字芦牧字壇ノ下 大戸町大字芦牧字下夕林 大戸町大字芦牧字湯平の一部 大戸町大字芦牧字峠の一部 大戸町大字小谷字湯ノ平の一部 大戸町小谷湯ノ平の一部 大戸町大字上小塩字遅谷の一部	約 0.42km ²	約 400人	約 952人	約 95%	当該区域は、旧計画では区域外であり、今回新たに編入。この区域は、温泉街、老人保健施設、特別養護老人ホームなどと農村集落からなる地域で、土地地番を住所としていても特に支障がなく、改めて街区方式による住居表示を実施するまでの効果がないことから、住居表示を実施する対象としない。	D

※宅地化率は、区域内における農地の占める割合で算出